

平成 18 年 7 月 18 日 区長決裁

## 「渋谷駅周辺地域の整備に関する調整協議会」設置要綱

## (目的)

第 1 条 「渋谷駅周辺地域」約 139ha が都市再生緊急整備地域に指定されたこと及び駅周辺地域における再開発の機運を踏まえ、民間による都市開発事業を適切に誘導し、開発計画に関する情報の共有化を通して、地元合意をめざし、基盤整備に関する計画検討、まちづくりとの整合や連携を、関係者が協議・調整し、都市再生の効果的な事業推進を図ることを目的として、渋谷駅周辺地域の整備に関する調整協議会(以下「協議会」という)を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 協議会は、渋谷駅周辺地域の開発動向等の情報の共有化と、個々の開発計画とまちづくりとの整合性等に関する協議・調整を行う。

## (構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる座長、副座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長不在のときはその職務を代理する。
- 4 委員等の構成員は、必要に応じて拡大することができる。

## (会議)

第 4 条 協議会は、座長が招集する。

- 2 座長は必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (分科会)

第 5 条 協議会に、協議会の円滑な運営を図るため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、部会長及び部会員をもって構成し、必要に応じて座長が分科会の設置及び部会員を指名することができる。
- 3 第 3 条第 2 項及び第 4 条の規定は、分科会について準用する。この場合において、「座長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と、「協議会」とあるのは「分科会」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 6 条 協議会及び分科会の庶務は、都市基盤整備調整担当部副参事（基盤整備調整担当）が処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が別に定める。

附則 この要綱は平成 18 年 7 月 19 日から施行する。